## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月7日

【会社名】 パナソニック ホールディングス株式会社

【英訳名】 Panasonic Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 楠 見 雄 規

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 執行役員 和 仁 古 明

【本店の所在の場所】 大阪府門真市大字門真1006番地

【縦覧に供する場所】 パナソニック ホールディングス株式会社

(東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注)名古屋証券取引所(プレミア市場)については、2025年10月1日付で上場廃止の申請を行い、2025年11月17日付で上場廃止予定です。

## 1【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

代表取締役 社長執行役員 楠見雄規及び取締役 執行役員 和仁古明は、当社の第119期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。